

平成24年7月11日

仙台市長 奥山 恵美子 殿

東北生活保護利用支援ネットワーク
代表 鈴木裕美 早坂智佳子
反貧困みやぎネットワーク
共同代表 伊藤博義 菊地修
宮城県生活と健康を守る会連合会
代表 虎川太郎
東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター
代表世話人 綱島不二雄

連絡先：仙台市青葉区一番町2-10-24

一番町法律事務所 弁護士菊地修

(TEL022-262-1901)

仙台市職員親族の生活保護受給調査に対する申入書

第1 本書面の趣旨

貴職は、平成24年6月26日に行われた記者会見において、記者からの質問に答える中で、仙台市職員の親族が生活保護を受給しているか否かについて調査（以下「本件調査」という。）を指示した旨回答している。

しかし、そのような調査については、以下に述べるような問題点が存在するのであるから、貴職に対し、直ちに上記指示を撤回するとともに、本件調査を中止し、調査結果については公表しないよう申し入れる。

第2 本件調査の問題点

本件調査には、①「市職員の親族が生活保護を受けること」自体を問題視することの問題、②仙台市個人情報保護条例上の問題、③本件調査の実施によって生活保護の申請を不当に阻害するという問題が存在している。

第3 市職員の親族が生活保護を受給することについて

1 本件調査の前提にあると考えられるもの

本件調査が行われる前提には、貴市職員であれば親族を扶養し、生活保護を受けさせないことが可能であるにもかかわらず、全く扶養をせず生活保護を受給させている市職員がいるのではないかという問題意識があるものと思われる。

しかし、以下に述べるとおり、そのような問題意識そのものが、大きく的を外したものと言わざるを得ない。

2 親族間での扶養を当然視することの問題性

(1) 親族の生活を丸抱えすることの困難さ

この点、平成23年度の貴市職員のうち一般行政職の平均給料月額349,800円、期末・勤勉手当（ボーナス）等の各種手当も合わせた平均給与月額528,416円と決して少ない金額ではない。

しかし、例えば、貴市に在住する70歳の単身者の最低生活費は4月から10月までは112,770円、11月から3月までは124,330円（住宅扶助を37,000円とした場合）という金額である。さらに、これに加えて、日々医療費や介護費の負担なども発生すると考えられることからすれば、いかに上記のような収入があるからといって、これを丸抱えすることは困難である。

(2) 仕送り等が困難な事情が存在する可能性

この点、実際に支給される生活保護費は、上記最低生活費から保護受給世帯の得ている収入を控除した金額であるため、実際に支給されている保護費は上記想定よりも低い金額であることも少なくない。

しかし、貴市職員の中には、上記平均給与よりも低い給与の者や、給与自体は少なくないものの配偶者、子どもといった扶養家族がいる者、住宅ローンや奨学金などの債務の返済を抱えている者など、様々な事情から生活保護を受けている親族に対して、その保護費相当額の仕送りをすることも困難な者がいることは容易に想像できる。また、中には、当該親族に対する感情的な問題（虐待やDV被害等）から、可能であっても扶養等を行ひ得ない貴市職員がいる可能性も否定できない。

この点は、貴殿が記者会見において「今年入った職員から、何年もいる職員までいるわけで、当然年収の幅があります。また、結婚して本人自身が扶養家族を持っている場合、また独身で自分の扶養家族が特にいない場合などいろいろなケースが考えられます」と述べているとおりである。

(3) 法的に求められる親族扶養の程度

また、民法及び生活保護法の趣旨からすれば、親族間での扶養が必要以上に強調されるべきではない。

ア 親族間の扶養に関する民法の考え方

親族間の扶養に関する民法の通説は、夫婦間及び親の未成熟の子に対する関係を「生活保持義務関係」とし、その義務の程度を「扶養義務者が文化的な最低限度の生活水準を維持した上で余力があれば自身

と同程度の生活を保障する義務」とする一方、それ以外の直系血族及び兄弟姉妹に対する関係を「生活扶助義務関係」とし、その義務の程度を「扶養義務者と同居の家族がその者の社会的地位にふさわしい生活を成り立たせた上でなお余裕があれば援助する義務」としている。

イ 親族間の扶養に関する生活保護法の考え方

このような親族扶養についての考え方は、生活保護制度上も前提とされているところである（「生活保護手帳 2011年度版」167頁以下には「生活保持義務関係」の文言が見られる）。

また、生活保護の要件を定めた生活保護法4条1項は「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と定めているのに対し、生活保護法4条2項は、「民法に定める扶養義務者の扶養は保護に優先して行われるものとする」と定め、親族間の扶養を受けられないと（あるいは受けられる扶養が最低生活には不足すること）を保護の要件にはしないことを明らかにするものである。

この規定には、「扶養義務者が扶養をなしうる者」は実際に扶養援助がなされていなくても生活保護から排除していた前近代的な旧生活保護法から理念を大きく転換したという歴史的意味があるだけではなく、現代に至るまで、扶養義務者の存在を理由として違法な申請拒絶が後を絶たない中で、そのような運用を正す契機となるという現代的な意味があるのである。

ウ 小括

以上からすれば、少なくとも生活扶助義務関係にある親族間で求められる扶養義務の程度は、「その者の社会的地位にふさわしい生活を成り立たせた上でなお余裕があれば援助する義務」というものであって、それを超えて強要されるものではない。そして、貴市職員の親族が生活保護を受けているという場合の「親族」の多くは生活扶助義務関係にある親族と想定されるのであるから、貴市職員としては自身の生活を成り立たせた上で可能な援助をすればその義務を果たしたと言えるのである。

以上のことからすれば、貴市職員の親族が生活保護を受けていることをもって、それが直ちに民法上あるいは生活保護法上求められる義務に違反したものとして批判に値するようなものではないことは明らかである。

3 まとめ

貴市職員の親族が生活保護を受給しているとしても、仕送り等が困難な事情が存在しうるのであって、「生活保護を受給している親族のいる市職員＝扶養できるのにしていない者」というような単純な図式に収まるものではないことは明らかである。また、そもそも、親族間での扶養義務については、それを強調すること自体が民法や生活保護法の趣旨等にも反するものである。

したがって、貴市職員の親族が生活保護を受給していること自体を問題視するかのような本件調査の前提は、そもそもにおいて誤ったものであると言わざるを得ない。

第4 仙台市個人情報保護条例上の問題点

1 想定される調査手法

貴殿の記者会見での回答からすると、想定される調査の方法は、受給者本人が、申請時に提出した扶養義務者に関する書面（「扶養届書」）を基に、そこから貴市職員の親族が受給しているか否かを調査するというものであると考えられる。

2 仙台市個人情報保護条例に違反する可能性

(1) 仙台市個人情報保護条例の規定

しかし、仙台市個人情報保護条例9条1項本文は「実施機関は、利用目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない」とし、収集した個人情報を目的外使用することを禁じている。

(2) 本件調査における個人情報利用の態様

これに対して、本件調査では、生活保護受給者が申請時に提出した「扶養届書」を資料として用いるものと思われるが、この書面は生活保護申請についての調査等の目的のために提出されたものであって、そこに記載された個人情報はそれら目的のために限って利用が可能なものである。

しかし、本件調査は、その個人情報を目的外に使用するものであって、仙台市個人情報保護条例9条1項に違反するものである（なお、仙台市個人情報保護条例9条1項ただし書きには、例外的に目的外使用を許す規定があるが、本件調査はそのいずれにもあてはまるものではない）。

第5 本件調査の影響による申請抑制のおそれ

1 はじめに

貴市職員の親族の生活保護受給の有無に関する本件調査が行われることによって、貴市職員の親族が生活保護の受給を辞退したり、新たに保護申請を行うことを躊躇させたりするおそれがあるだけにとどまらず、一定の収入がある親族がいる生活困窮者が、生活保護を受ける必要があるにもか

かわらず、生活保護申請を思いとどまるという影響が生じるおそれがある。

2 貴市職員の親族に対する影響

本件調査が行われることによって、生活保護を受給している貴市職員の親族が、貴市職員に対してさらに詳細な調査や人事面での不利益などが及ぶことを危惧して、必ずしも自立の目処の立たないまま生活保護の辞退に及ぶおそれがある。また、今後、貴市職員の親族が困窮状態に陥ったとしても、本件調査のような調査が新たに行われ、貴市職員である親族に迷惑をかけることを懸念して、生活保護の申請を躊躇する事態も生じかねない。

そうなれば、貴市職員を親族に持つ生活困窮者の生存権や生活保護申請権が侵害される結果となるのであって、生じる結果は重大である。

3 一般市民への影響

また、本件調査が実施されることは、「一定の収入がある親族がいる者が生活保護を受けることは、社会的に容認されない」という誤ったメッセージを発することになるおそれがある。

芸能人の母親が生活保護を受給していたことに対するバッシング報道に端を発した一連の流れからすれば、一定の収入を得ている親族がいる生活困窮者がそのように感じる事態はすでに生じており、本件調査はそれに拍車をかけることになりかねない。

そうなれば、生活困窮者の生存権の保障は十分には果たされない結果になるのであって、この点でも本件調査のもたらす結果は重大である。

第6 結論

以上の点から、貴市で行われている本件調査の問題性は明らかであり、調査指示の即時撤回、調査中止、調査結果の公表の差し止めを強く要請する。

以上